



地域安全対策ニュース

愛知県警察本部
生活安全総務課

還付金名目のネットバンキングを 利用した詐欺に注意！

他県において、還付金名目で、ネットバンキングの開設に必要な口座情報等の個人情報を聞き出して開設手続きを行い、被害者宅に送付された利用カードに記載されたログインパスワードを聞き出したうえ、被害者の預金を操作して他人名義の口座に振り込み手続きをする事案が発生しています。

事案の概要

市役所等の職員をかたり、「還付金がある。どこの銀行の口座を持っていますか。」などと電話があり、その際、口座番号等の個人情報を聞き出し、さらに、「数日後、●●銀行から書類が届くので開封せずに保管して下さい。」などと指示します。（犯人は、聞き出した情報からネットバンキングの開設を行います。）

そして後日、●●銀行をかたり、被害者方へ届いたネットバンキングを利用するための利用カードに記載されたログインパスワードを聞き出し、犯人は、預金内の現金を他人名義の口座に送金する操作をします。



対策

- ◆ 市役所や金融機関から、口座番号や住所、氏名、生年月日等の個人情報を要求されても絶対に教えたり、記載しない。個人情報を聞かれた時には、必ず自分で正しい連絡先を調べて折り返し電話をして確認して下さい。
- ◆ ネットバンキングで還付金が戻ることはありません。